

提出を忘れずに

児童扶養手当現況届と

特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず、現況届・所得状況届を提出してください。

提出期間

◎児童扶養手当

8月1日(月)～

31日(水)

◎特別児童扶養手当

8月12日(金)～

9月12日(月)

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童(障害がある児童は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進のため支給されます。

受給対象者

次の条件のいずれかに該当する児童を監護している方(母・生計を同じくする父

または養育者)は、申請により受給することができます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害がある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他(父または母が引き続き1年以上遺棄・拘禁されている児童など)

該当する場合でも、日本国内に住所がないときや、労災や公的年金を受けることができないとき、一定額以上の所得があるときなどは支給されない場合があります。

児童扶養手当支給額(父または母と子ども1人世帯の場合)

収入金額 (年額)	支給金額 (月額)
130万円未満	【全部支給】 42,330円
130万円以上 365万円未満	【一部支給】 42,320円～9,990円 ※収入に応じて支給

※8月支払い分まで

・第2子は月額5,000円、第3子以降は、1人につき月額3,000円を加算。

※12月支払い分から

・第2子は全部支給月額10,000円、一部

申請健康ことも課ことも班
(82) 3400

特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に役立つよう児童を養育する方に支給されます。

受給対象者

身体や精神に国が定める認定基準に該当する程度の

障害がある児童(20歳未満)を養育している方。

日本国内に住所がないときや障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるとき、施設等に入所しているときなどは支給されない場合があります。

詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当支給額(児童1人当たり)

特別児童扶養手当等級	4月以降 (月額)
1級(重度障害児)	51,500円
2級(中度障害児)	34,300円

申請福祉課障害福祉班
(84) 1257

